

難病対策地域協議会の概要

資料6 別紙

事業根拠等

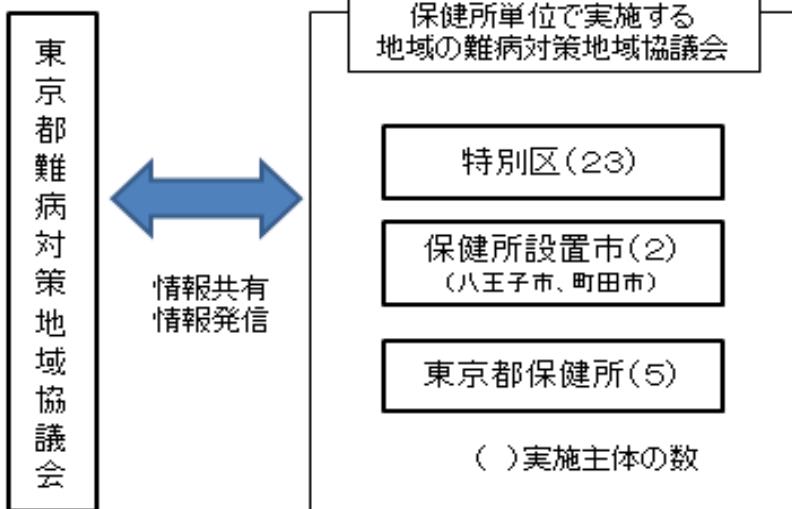
◆事業根拠

難病法第32条に基づき、都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、単独で又は共同して、難病の患者への支援体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに難病の患者及びその家族並びに難病の患者に対する医療又は難病の患者の福祉、教育若しくは雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される難病対策地域協議会を置くように努めるものとする。

関係機関等が地域における難病の患者への支援体制に関する課題について情報を共有し、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う。

◆保健所単位で実施する地域の難病対策地域協議会との関係

東京都難病対策地域協議会は、地域への情報発信、情報収集を行う。



都では、疾病対策課及び東京都保健所(多摩地区)の計5か所において難病対策地域協議会を実施。

協議会の設置状況等

◆地域における難病対策地域協議会の設置状況

(1) 協議会設置状況 (n=30)

	H28.10.1	H30.3.31	H31.3.31	R2.3.31
設置済み	1	11	13	15
特別区(23)	1	5	7	8
多摩地区(7)	0	6	6	7
設置していない	29	19	17	15

(2) 令和2年度開催予定 (n=30)

	予定有り	予定無し	未定	合計
実施主体の数	15	9	6	30
割合	50.0%	30.0%	20.0%	100%

(3) 地域における難病対策地域協議会の開催テーマ（令和元年度実施分）

開催テーマ	実施主体の数
災害対策について ・令和元年台風15号・19号への対応状況 ・災害時個別支援計画の取組状況について ・人工呼吸器使用難病患者の災害への備えの状況 ・災害時支援指針の改訂 ・発災時に備えた地域支援体制の構築	13
地域の状況把握 ・難病患者の医療費助成制度認定者の状況 ・難病患者の生活・療養状況・医療処置等の状況 ・難病対策事業の実施状況	9
就労について ・就労支援について ・就労に関するアンケート、現状把握	2
その他 ・医療依存度の高い在宅難病患者の支援について ・難病対策地域協議会の今後の方向性について	2

(開催テーマは複数にまたがる)